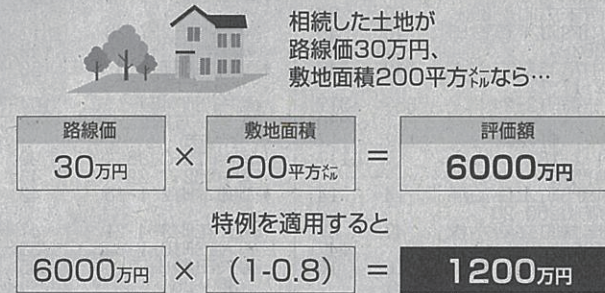


図表2 同居の子どもが居住用の土地を相続した場合



2015年施行の法改正で設けられた「小規模宅地等の特例」が適用されると、被相続人の住居や事業用に使っていた宅地等を、配偶者や同居の子どもなどの親族が相続した場合(図表2参照)、

point 2. 小規模宅地等の特例で相続税が最大8割減

2020年4月に新たな相続税法として「配偶者居住権」が施行されます。配偶者居住権は、残された配偶者の生活を保護することを目的に創設されました。この改正により配偶者は、相続開始時に故人所有の建物に居住していた場合、遺産分割によって終身または一定期間その建物に無償で居住できます。また昨年

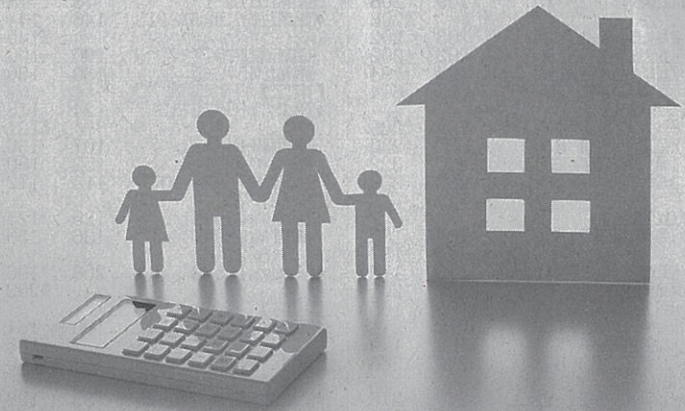
point 1. 残された配偶者を守る法改正



ランドマーク税理士法人
代表税理士
立教大学大学院客員教授

清田 幸弘氏(せいた ゆきひろ)

現在ランドマーク税理士法人グループとしては、13の本支店を運営。相続税申告件数累計4000件超、昨年の年間相続税申告件数702件と、全国でもトップクラスの実績を持つ。さらに相続実務のプロフェッショナルを育成するため「丸の内相続大学校」を開校し、業界全体の底上げと後進の育成にも力を注いでいる。



2020年の相続対策

日本の地価はここ数年、大都市圏を中心に上昇基調を強めています。2015年の相続税法改正に伴い、財産に占める不動産の比重の大きい人ほど相続税負担が重くなる傾向です。いつ起こるかわからない相続は早めの対処が重要。そのポイントと有効な対策となる資産活用方法を税理士の清田幸弘氏に聞きました。

図表1 節税対策として利用できる制度

配偶者の相続税負担軽減	配偶者が相続等により取得した財産のうち、配偶者の法定相続分または1億6000万円までの部分については軽減措置により相続税がかからない。
居住用財産の贈与	婚姻期間20年以上の夫婦間で居住用財産(またはその取得のための資金)を贈与した場合、「贈与税の配偶者控除」の特例適用を受けることができ、基礎控除と合わせて2110万円までが無税となる。
小規模宅地等の特例	被相続人等の住居または事業用に使っていた土地等を、相続人のうち要件を満たす者が取得した場合に、限度面積までの部分の評価額を最大80%まで減額できる。
地積規模の大きな宅地等の評価	1000㎡(三大都市圏では500㎡)以上の面積の宅地等で所定の区域にあるものの評価を、規模格差補正率を適用することにより減額することができる。

税負担を軽くする「小規模宅地等の特例」があります。

ランドマーク税理士法人 定例セミナー

「令和2年度 税制改正」

令和2年度の税制改正大綱をもとに改正内容の重要なポイントを解説いたします。

要予約

日時: 4月21日(火)
セミナー 14:00 ~、個別相談 15:00 ~
会場: 東京丸の内事務所
(千代田区丸の内2-5-2 三菱ビル9階)



お問い合わせ先

ランドマーク税理士法人 TEL: 0120-48-7271

https://www.zeirisi.co.jp

ランドマーク税理士法人 検索

・東京丸の内事務所 ・新宿駅前事務所 ・池袋駅前事務所 ・町田駅前事務所 ・タワー事務所 ・横浜駅前事務所
・横浜緑事務所 ・川崎駅前事務所 ・登戸駅前事務所 ・湘南台駅前事務所 ・朝霞台駅前事務所
・行政書士法人 中山事務所 / 行政書士法人 鴨居駅前事務所